

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学台湾史研究所との間における部局間学術交流協定の更新について（教B3号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科と中山大学国際関係学院との間における部局間学生交流覚書の終結について（教B4号）

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B1号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B2号）（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（経B2号）（経B3号）（経B4号）（経B5号）（教B1号）
6. 国立大学法人法の一部を改正する法律案について（総B4号）
7. その他
 - ・UTokyo Account 多要素認証の設定について
 - ・東京大学 基金特別セミナー2023 の開催について
 - ・世界陸上開催に伴う学内施設貸出について

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について（総B5号）
3. 大学院総合文化研究科・教養学部における教員評価制度について（総B6号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部と淑明女子大学校淑明人文学研究所との間における部局間学術交流協定の締結について（教B2号）

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件	
准 教 授	提 案	2 件	
教 授	提 案	1 件	計 4 件

（参考）2023年11月2日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について（総A2号）
3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総A3号）

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

- ・空調設備修繕・更新準備金制度について（経B 1号）
- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（経B 2号）
- ・2023年度における預託金制度について（経B 3号）
- ・研究支援経費（間接経費）の取扱いについて（経B 4号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

- ・令和6年度大学入学共通テスト
監督補助者の募集について
（教B 1号）

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

- ・トレーニング体育館跡地に建設
中の仮講義棟（仮称）の棟名称
について（経B 5号）

環境委員会

防災委員会

その他の

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2023年11月2日（木） 13：16～14：23

場 所：Zoom会議

出席者：52名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について

3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件
准 教 授	提 案	2 件
	報 告	1 件
教 授	提 案	8 件
	報 告	1 件

計13件

以上

受託研究の受入について

2023年度

2023年11月16日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
76	准教授	野本 貴大	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	医療分野国際科学技術共同研究推進事業 (Interstellar Initiative)	A novel AI-based molecular approach to understanding neurocognitive changes in aging via cell surface characterization	3,000,000	
77	助教	奥田 拓也	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (さきがけ)	格子ゲージ理論シミュレーションへの量子情報理論的アプローチ	5,070,000	
78	助教	橋本 講司	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (ACT-X)	人工非コードDNAによる転写制御システムの構築	1,430,000	
79	准教授 大学院生	今泉 允聡 若山 智哉	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (ACT-X)	現代的統計理論によるベイズ深層学習への挑戦	2,548,000	
80	教授	佐藤 守俊	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	革新的GX技術創出事業 (GteX)	大腸菌での光スイッチ技術の動作確認と改良	5,200,000	
81	教授	新井 宗仁	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	革新的GX技術創出事業 (GteX)	遺伝子スイッチ法搭載型超並列たんぱくプリンタ開発	5,850,000	
82	准教授	高木 隆司	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (CREST)	冷却原子誤り耐性量子計算方式の理論	1,170,000	
83	教授	佐藤 守俊	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (CREST)	生体に対する光学的介入のためのオプト微生物の開発	7,800,000	
84	准教授	加藤 英明	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 (CREST)	生体磁気センシング機構を利用した細胞自在操作技術の開発と応用	16,250,000	
85	教授	内田 さやか	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	革新的GX技術創出事業 (GteX)	極pH水電解用ポリ酸系水電解触媒の開発	10,400,000	
86	准教授	鎌倉 夏来	人文地理	国立研究開発法人科学技術振興機構	研究成果展開事業(共創の場形成支援プログラム 育成型)(COI-NEXT)	環境・デザインを突破口とする未来創造テキスタイル共創拠点に関する国立大学法人東京大学による研究開発	260,000	

共同研究の受入について

2023年度

2023年11月16日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
46	准教授	野本 貴大	生命環境	三菱ケミカル株式会社	ホウ素中性子捕捉療法用製剤の開発	2023.11.1～2026.3.31	1,000,000	研究費総額:3,000,000円 2023年度:1,000,000円 2024年度:2,000,000円 ステラファーマ株式会社を含めた三者契約

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2023年11月9日

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	国立政治大学台湾史研究所	
	英語	Graduate Institute of Taiwan History, National Chengchi University	
	当該国語 ※任意	國立政治大學台灣史研究所	
地域/国名	アジア	台湾	
設立年	1927	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.nccu.edu.tw/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	文・理・法・商・社会科学・外国語・コミュニケーション・国際関係・教育・イノベーション・情報学・グローバルバンキング/ファイナンスの12学部からなる総合大学で、34の学系(学科)と10の大学研究所を擁する。学生総数は約16,000人、教員数は約1,400人。台湾史研究所は、教員19名(専任8名、兼任など11名)を擁する台湾史研究・教育の中心である。		
相手国内における大学(機関)としての評価	国立政治大学は台湾を代表する総合大学としての地位を確立している。台湾史研究所は2004年に設立され、台湾史のなかでも近現代史研究で充実した陣容を擁していると評価されている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局協定		
協定名(英語):			
協定名 (英語以外):	東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学台湾史研究所との間における学術交流に関する協定書		
関係部局名:	なし		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
1. 台湾史に関する教育・研究 2. 東アジア近代史に関する教育・研究			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○
職員交流		その他	→()
単位互換	○		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	○		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	○	→人数(年): 2人(学期:[大学院生])	

3.更新理由	
<p>本学側には台湾研究はもとより、台湾をとりまく国際環境について研究する大学院生や台湾所蔵の中国近現代史関連資料を求めて台湾で調査をおこなう大学院生が少なからずいる。また、政治大学台湾史研究所は世界の台湾史研究の中心であり、その大学院生を受け入れ、教員とも交流をおこなうことは本学の研究、教育上意義があると考えられる。学生交換のみならず、シンポジウムやワークショップ、共同研究などを通じた活発な交流実績も蓄積されており、本交流は双方の教員、大学院学生の研究、教育にとって有意義であるため引き続き協定関係を継続していくべきと考えられる。</p>	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
<p>本協定は教員・大学院生間の研究交流、学生交換の双方においてきわめて活発に活用されており、過去5年間の主な交流実績は以下のとおりである。</p> <p>【研究交流】国立政治大学文学院(台湾史研究所が主管部局)で実施されている集中講義「国際漢学講座」を中村元哉教授が(2020年)、川島真教授が(2019年、2020年、2023年)担当した。また、毎年3月に「台湾・東アジア近代史青年学者学術討論会」が国立政治大学台湾史研究所とその協定校との間で実施され、本学からは毎年教員と学生が参加して学術報告を行なっている。2024年3月の討論会には本学から5名参加予定である。</p> <p>【学生交流】 コロナ禍で渡航を伴う学生交換が困難だった期間があるが、過去5年間で台湾史研究所から5名の大学院生を受け入れた。本学からの派遣はなかった。</p>	
5. 更新後の交流計画	
<p>【研究交流】 集中講義である国際漢学には引き続き本学教員が登壇する可能性が高く、また毎年実施される大学院生交流会が継続する限り、本学からも一定の参加があり交流が進むことが期待されている。</p> <p>【学生交流】 引き続き学生交換を継続する。本学からは2024年2月に大学院生を1年間派遣することが決まっている。</p>	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
<p>令和5年11月9日 総合文化研究科 国際交流・留学生委員会附議 令和5年11月16日 総合文化研究科 総務委員会附議</p>	
7.実施責任体制	
<p>責 任 者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 川島 真 (総合文化研究科・教授) 阿古 智子 (総合文化研究科・教授)</p>	
8.相手側の対応組織	
<p>責 任 者 林 果 顯 (台湾史研究所主任・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 同上</p>	
9.資金計画	
<p>国立政治大学側は、大学本部や交流協会の助成金を利用する予定である。</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<p><input type="checkbox"/> 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
11.その他特記事項	
<p>相手側部署の日本語表記を、台湾史研究科から台湾史研究所に変更する。</p>	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	松井 恵子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

東京大学大学院総合文化研究科と国立政治大学台湾史研究所
との間における学術交流に関する協定書

東京大学（日本国）大学院総合文化研究科と国立政治大学（台湾）台湾史研究所は、学術交流の具体的事項を取り決めるため、次のとおり合意する。

第一条 双方の教員は具体的に定められた期間において、相手方にて講義または研修を行うことができる。

第二条 双方は毎年相互に大学院学生を二名以内で一年間派遣するか、または各学期に二人ずつ（年間で最大四人）を派遣し研修させることができる。ただし、原則的に同一の学期に三人を派遣して相手方で研修させることはしない。

第三条 派遣される大学院学生は、相手方の国において自立して学習と生活ができる言語能力を備えていなくてはならない。

第四条 双方は責任をもって候補者を推薦し、受入側大学に候補者の申請書と履歴書および研究計画書を提出する。受入側大学は承認の後に、留学査証に必要な書類を提供する。双方は相手方に対して次学期の当該部局の授業に関する資料を提供しなければならない。

第五条 双方が派遣する大学院学生は、受入側大学において資料の収集を行い、研究活動に参加し、関連分野の教員の学術指導を受けるものとする。また授業に出席したり、単位を取得したりすることができるが、学位取得の身分を有しないものとする。

第六条 双方は派遣される大学院学生の受入側大学における検定料、入学料及び授業料を不徴収とし、また、学生が適切な住居を得られるよう努力し、保険手続きをとることを援助する。

第七条 双方が派遣する大学院学生は、住居費・生活補助費・保険費用・旅費などについては、受入側大学に負担を求めないものとする。

第八条 双方は責任をもって当該部局の教員を指定し、受入学生の指導と援助に当るものとする。また、受入学生が各種の資料類を調査し閲覧するために便宜を提供する。

第九条 双方はシンポジウム・座談会・ワークショップなど、共同で学術活動を行うことができる。その主題・方式・時期・場所や費用負担などに関しては、別に相談して定める。

2. 前項により決定された活動は、当事者が従うべき法令を遵守し実施する。

第十条 双方は学術研究計画を協力して推進することができる。その主題・方式・経費などについては、別に相談して定める。

第十一条 双方は相互の学術交流を促進するために担当教員を指定する。担当教員は事務担当職員と情報を共有し、協力して交流の実施にあたる。

第十二条 本協定は、2024年1月23日に発効し、五年間有効とする。有効期間は双方の合意により延長することができる。有効期間内であっても、双方のいずれかが六ヶ月前に文書で相手方に通知することによって、本協定を終結または改定することができる。

第十三条 本協定は日本語と中国語で二部ずつ作成され、そのいずれも正本とする。

東京大学大学院総合文化研究科

国立政治大学台湾史研究所

研究科長 真船文隆

所長 林果顯

年 月 日

年 月 日

國立政治大學台灣史研究所與東京大學大學院總合文化研究科
學術交流協議

國立政治大學（台灣）台灣史研究所與東京大學（日本國）大學院總合文化研究科有關學術交流的具體事項，達成如下協議。

第一條：雙方教師得依具體商定之時間，至對方講學或研究。

第二條：雙方每年可以相互派遣二人以內的研究生一年期、或每學期二人（每年四人）進修，原則上不能同一學期派遣三人進修。

第三條：被派遣學生必須具備在對方國獨自學習及生活的語言能力。

第四條：雙方負責推薦候選人，並需向接受研究生的一方提交候選人申請書、履歷書及研究計畫書。接受方承認其資格後，應提供留學簽證所需要的一切手續。雙方必須在下一學期相關院系授課資料公布後，提供給對方。

第五條：雙方派遣的研究生除在接受大學收集資料、參加研究活動、接受有關領域教師的學術指導，亦可聽課、修習學分。但不具有獲取學位的身分。

第六條：雙方免收互相派遣的研究生之手續費、學費及授課費，同時努力使學生得到合適的住處，並協助辦理保險手續。

第七條：雙方互相派遣之研究生，應自行承擔居住費、生活補助費、保險費、旅費等。

第八條：雙方負責地指定有關教師擔當進修研究生的指導及幫助，並提供查閱各種資料之協助。

第九條：雙方得共同舉辦學術活動，如研討會、座談會、工作坊等，其議題、方式、時間、地點及費用負擔等，另行逐案商定。
依前項決定之活動，當事人遵守應遵從之法令來實施。

第十條：雙方得共同合作進行學術專題研究計畫，其主題、方式、經費等，另行商定。

第十一條：雙方為推動學術交流指定教員負責相關事務，此教員跟該方之行政人員分享相關訊息，共同執行有關學術交流之事宜。

第十二條：本協議從 2024 年 1 月 23 日開始，五年內有效。根據雙方的協定可以延長有效期間。在有效期間亦可根據任何一方，在六個月前利用文書通知對方終結或修改協議。

第十三條：本協議由兩份漢語及兩份日語文本構成，均為正本。

國立政治大學台灣史研究所
所長 林果顯

東京大學大學院總合文化研究科
研究科長 真船文隆

年 月 日

年 月 日

国際戦略企画室長 殿

担当部局名 総合文化研究科
職名・氏名 研究科長 真船 文隆

国際交流協定の終結報告書

下記により、国際交流協定の終結につき、御報告いたします。

記

締結機関名	中山大学国際関係学院
協定種別	部局覚書
締結年月日	平成30年9月10日
終結年月日	令和5年9月9日
部局終結承認日	担当部局名 総合文化研究科 令和5年11月16日
役員会承認日	年 月 日
終結理由	中山大学国際関係学院とは、本覚書締結後、初年度に同学院から2名の学生が派遣された。しかしながら、その後、新型コロナウイルスの感染拡大により、2年目には派遣学生2名が決まったものの、辞退せざるをえない状況となった。その後は双方とも留学希望学生の選出はなく、最終的には本覚書の締結に尽力された中山大学国際関係学院の魏志江教授から、自身が定年することもあり、本覚書の更新は行わないという意向が表明された。本覚書は部局間覚書であり、本覚書終了による中山大学との全学協定への影響は生じないと考え、終結について報告するものである。

寄附金・学術指導の受入について

2023年度

2023年11月16日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	71	准教授	羽馬 哲也	相関基礎	公益財団法人 住友財団	研究等助成のため	2,200,000	研究支援経費免除
	79	特任研究員	小林 和弘	生命環境	公益財団法人アステラス病態代謝研究会	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
	80	教授	成田 憲保	広域システム	Las Cumbres Observatory Global Telescope Network Inc	研究等助成のため	7,498,500	
							合 計	11,698,500
						2023年度累計	105,172,272	

2023年度

2023年11月16日

	No.	受入担当者			依頼者	依頼目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
学術指導	9	教授	川島 真	国際社会	株式会社電通	学術指導のため	3,900,000	
							合 計	3,900,000
						2023年度累計	20,147,000	

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B1号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B2号）（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（経B2号）（経B3号）（経B4号）（経B5号）（教B1号）
6. 国立大学法人法の一部を改正する法律案について（総B4号）
7. その他
 - ・UTokyo Account 多要素認証の設定について
 - ・東京大学 基金特別セミナー2023 の開催について
 - ・世界陸上開催に伴う学内施設貸出について

○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について
(総A2号)
2. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総A3号）
3. 大学院総合文化研究科・教養学部における教員評価制度について（総B6号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部と淑明女子大学校淑明人文学研究所との間における部局間学術交流協定の締結について（教B2号）

教授会

○ 議題

1. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について（総B5号）

○ 教員人事

講 師	報 告	1 件	
准 教 授	提 案	1 件	
	報 告	4 件	
教 授	提 案	6 件	
	報 告	4 件	計 1 6 件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

- ・空調設備修繕・更新準備金制度について（経B 1号）
- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（経B 2号）
- ・2023年度における預託金制度について（経B 3号）
- ・研究支援経費（間接経費）の取扱いについて（経B 4号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

- ・令和6年度大学入学共通テスト監督補助者の募集について（教B 1号）

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

- ・トレーニング体育館跡地に建設中の仮講義棟（仮称）の棟名称について（経B 5号）

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2023年10月19日(木) 15:00~16:17
場所 Zoom会議
出席者 237名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、10月5日、10月19日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、10月10日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B1号)に基づき説明・報告があった。

3. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

- ・ 櫻井英治教務委員会委員長から、2023年度東京大学9月入学者数等(PEAK)について、資料(教B4号)に基づき報告があった。
- ・ 櫻井英治教務委員会委員長から、2023年度 PEAK 及落判定について報告があった。
- ・ 櫻井英治教務委員会委員長から、2023年度Aセメスター(A1・A2ターム)定期試験の実施について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・ 櫻井英治教務委員会委員長から、2023年度Aセメスター(A1・A2ターム)成績報告について、資料(教B2号)に基づき報告があった。
- ・ 石井剛学生委員会委員長から、第74回駒場祭の開催について、資料(学B1号)に基づき報告があった。
- ・ 田村隆環境委員会委員長より、環境整備について説明があった。

5. 2023年度教員評価について

月脚達彦副研究科長から、説明があった。

6. 情報インシデント事案のプレスリリースについて

増田建副研究科長から、資料(総B2号)に基づき説明があった。

7. 情報セキュリティインシデント対策について

増田建副研究科長から、資料(総B3号)に基づき説明があった。

8. 子の出張帯同費用の支給に関する取扱いについて

増田建副研究科長から、資料(総B4号)に基づき説明があった。

9. 進学選択の結果について

清水晶子副研究科長から、資料(教B3号)に基づき説明があった。

10. その他.

- ・ 増田建副研究科長から、寄附者の銘板設置について説明があった。
- ・ 若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

大塚修研究科長補佐から、研究科長補佐着任の挨拶があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

准教授	提案	1件
	報告	2件
教授	提案	1件
	報告	1件

計5件

以上

議題及び資料

01	学内外情勢 (資料1) 学内外情勢	総長
02	広報・コミュニケーション活動報告 * 報告 (資料2) 広報・コミュニケーション活動	河村執行役
03	東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 * 審議 (資料3) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)	齊藤理事
04	給与改定方針 * 審議 (資料4) 給与改定方針(案)	角田理事
05	Times Higher Education World University Rankings 2024の概要 * 報告 (資料5) Times Higher Education World University Rankings 2024 の概要	太田理事
06	情報セキュリティ対策及び個人情報その他の重要な情報の管理の徹底(注意喚起) * 報告 (資料6) 情報セキュリティ対策及び個人情報その他の重要な情報の管理の徹底について(注意喚起)(学内限り)	角田理事
07	東京税関輸出事後調査への対応に関する協力をお願い * 報告 (資料7) 東京税関輸出事後調査への対応に関する協力をお願いについて(依頼)(科所長限り)	渡部執行役
08	令和5年度若手研究者自立支援「東京大学卓越研究員(推薦型)」 * 報告 (資料8) 令和5年度若手研究者自立支援「東京大学卓越研究員(推薦型)」(報告)	齊藤理事
09	英語版報告書「UTokyo WAY 2023」の発行 * 報告 (資料9) UTokyo Way 2023	太田理事
10	相談支援研究開発センター学生相談所設立70周年記念シンポジウム * 報告 (資料10) 東京大学相談支援研究開発センター主催 学生相談所設立70周年記念シンポジウム	佐藤副学長
11	教職員千円寄付キャンペーン * 報告 (資料11) 教職員1,000円寄付キャンペーン	津田理事
12	寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 * 報告 (資料12) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	齊藤理事
13	その他 (1) 若手研究者の国際展開事業(2024年度事業)の公募 (資料13) 若手研究者の国際展開事業(2024年度事業)の公募 (2) 教職員過半数代表者の選出に係る協力依頼 (資料14) 教職員過半数代表者の選出要綱	岸執行役 角田理事

議題及び資料

(3)各キャンパスにおけるウォーターサーバーの設置状況

大久保理事

(資料15)各キャンパス給水スポット

(4)UTokyo Day 2023の開催

太田理事

(資料16)UTokyo Day 2023

専攻長・系長会議申し合わせ事項
 (平成30年11月15日専攻長系長会議)
 (令和5年10月19日専攻長系長会議)

空調設備修繕・更新準備金制度について

<経緯>

- ・ 空調設備の修繕・更新について、平成30年11月15日の専攻長系長会議にて「空調設備修繕・更新準備金制度について」が了承された。本申し合わせ事項の平成34年度（令和4年度）以降の方針については、改めて検討するとされていた。そこで、改めて空調設備修繕・更新準備金制度を以下のとおり定める。

<空調設備修繕・更新準備金>

- ・ 本制度が対象とする空調設備修繕・更新とは、既存の空調設備の修理及び同等性能を有する機器の入替をいう。
- ・ 前期課程教育に関連する施設の空調設備については、これまで計画的に改修が進められ、既に5、11、12、13号館、情報教育棟A、Bおよび講堂については改修済みである。また1号館に関しては、令和6年度から空調設備を含めた全面改修が予定されている。
- ・ 研究棟及び管理棟を含むその他の施設の空調設備更新については、「空調設備修繕・更新準備金」として部局予算を預託し確保することとしていた。しかし、光熱費の高騰に伴い、中央経費の預託金を取り崩してきており、更新準備金に充てられる予算が不足している。そこで中央経費のほかに寄附金の研究支援経費（間接経費）を、主に研究棟の空調設備修繕・更新費用に充てている。
- ・ 本準備金のための部局予算については、第三期中期計画期間中（令和3年度まで）は中央経費の予算を中心に見直すことで確保しており、属人経費など大学院専攻経由分・前期課程委員会経由分・後期課程委員会経由分の予算配分方法の見直しは行なってこなかった。第四期中期計画期間においては、予算状況に応じて検討を行うこととする。

<当該準備金の運用のルール>

- 1) 専攻・系・機構・センター・学科等が管理している研究棟のスペース（居室、実験室、事務室、講義室、会議室、学生室等を含む）の空調設備の修繕・更新の費用負担については、前申し合わせを継承し、3/4を部局、1/4を利用者（専攻・系・機構・センター・学科等と研究室の両者をさし、それぞれの負担率は専攻・系・機構・センターの判断による）が負担するものとする。なお、研究科長室管理スペースについては、これまで全額部局負担としていたが、スペースチャージを課していない現状に鑑み、上記と同様に3/4を部局、1/4を利用者が負担するものとする。尚、室外機の修繕・更新については、全て部局負担とする。
- 2) 駒場国際教育研究棟（KIBER）の全学共同利用スペースにおける空調修繕については、「駒場国際教育研究棟（旧6号館）の運用について（覚書）（平成28年3月1日）」の「5. 施設保全」におい

て、「本部資産管理部管理課と教養学部にて費用負担も含めて協議の上、修繕の手配は教養学部にて行う。」とされている。これらは研究科長室管理スペースとして管理されていることから、教養学部負担分については、上記と同様に3/4を部局、1/4を利用者が負担するものとする。尚、KIBERの特任教員は属人研究費を持たないことから、該当する負担分は母体となる組織（教養教育高度化機構、ALESS/ALESA および TLP についてはグローバルコミュニケーション研究センター等）の当該年度予算からそれぞれ差し引くものとする。

- 3) 改修計画については、研究科長室より指示を受けて経理課施設チームが策定した計画案を専攻長系長会議にて審議し、総務委員会及び教授会にて報告する。大規模空調改修については、部局予算で行うため、利用者負担は発生しない。
- 4) 改修計画前に故障し、部品がない等の理由で修理が困難な場合、及び修理を行うより更新した方が安価な場合については、優先的に更新を行う。
- 5) 改修計画前に更新を実施したい場合には、実施年度の前年度末までに経理課施設チームに相談すること。
- 6) 利用者負担分の予算を確保できない場合には、部局から借入することができる。空調設備改修に関する借入金については、返済期間を最長5年、利息なしとする。
- 7) 研究のための特別な仕様の空調設備で、修繕・更新に多額の費用が見込まれる場合には、別途研究科長室に相談すること。
- 8) 広域科学専攻については、既に空調修繕積立金制度を設けていることから、本制度を継続する。文系が管理する建物（2号館の3階以上、8号館、14号館、18号館）については、これら建物の空調修繕に要した当該年度の1/4の利用者負担分の合計額を、文系専任教員の総数（毎年度5月1日時点）で割って各利用者の負担分を算出する。該当する負担分を次年度の文系全体の属人研究費から差し引く。尚、14号館の科学史・哲学部会は広域科学専攻に属しているが、本制度に加えることとし、文系の負担額と同額を該当する教員の個人研究費から差し引く。
- 9) 換気装置は資産の分類上は空調設備とは異なるため、修繕費用は全て利用者負担である。また改修計画にも含まれない。しかしながら、空調と深く関係することから、換気装置の修繕に要した費用についても、上記8)で述べた空調修繕に要した費用と同様の取り扱いとする。

本申し合わせが承認された場合には、令和5年度より適用することとする。

令和5年11月16日

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。令和5年10月1日以降に納品や役務の提供が完了する課税取引が対象となります。詳細につきましては経理課用度チーム・経理チームより通知をしておりますが、以下のとおり、ご対応をお願いいたします。

【物品購入・役務】担当：用度チーム

- ◆ 適格請求書（インボイス）は、登録番号（T+13桁の数字）が記載された請求書です。取引業者から発行された見積書、納品書、適格請求書をご提出ください。ただし、登録のない企業・個人（フリーランス等）の請求書には登録番号の記載はありません。（免税事業者等）
- ◆ コーポレートカードを利用した際、「支払日・金額・内容がわかる資料（メール等）」の添付を可としていましたが、今後は購入店から発行されるレシート・領収書等をご提出ください。
- ◆ 領収書の宛名は「個人名」としていましたが、今後は「大学名」または「大学名+個人名」としてください。
- ◆ Webサイトを利用の際、メールで届く請求書（又は領収書）が適格請求書の要件を満たしていない場合があります。Amazonや楽天等サイトでは、注文履歴または購買データから適格請求書をダウンロードできますので、他の請求書類と一緒にご提出ください。

【旅費・謝金】担当：経理チーム

- ◆ 近距離旅費請求書の様式が変更されていますので、10月請求分より新様式を使用ください。新様式は「教養学部 HP>教職員の方>財務・調達・経理・資産・施設>出張・研修・謝金>出張および研修」からダウンロードできます。
- ◆ 消費税区分が「課税」の謝金（諸謝金基準単価表を参照）は、謝金依頼時又は完了後に「依頼内容の確認書」（別紙）を作成いただき、謝金依頼者・受給者双方で確認のうえ保存する必要があります。詳細は経理チームの通知をご確認ください。

以上になります。

インボイス制度により、ご提出いただいた請求書類について担当より連絡させていただくことがあります。その際は、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

----- 本件問い合わせ先 -----
 経理課用度チーム 内線：46028・46029
 経理課経理チーム 内線：46715

令和5年度諸謝金基準単価表

2023. 10. 1現在

No.	単 価 区 分	単位	金額(円)	源泉徴収	所得税法第204条	消費税区分	備 考	
1	会議出席謝金(1)	回	一定期間の委嘱契約をしている場合	25,200	月額表乙	不課税	協議会等(役員クラス)	
	上記以外の場合		27,720	なし	課税			
2	会議出席謝金(2)	回	一定期間の委嘱契約をしている場合	21,800	月額表乙	不課税	協議会等(部長クラス)	
	上記以外の場合		23,980	なし	課税			
3	会議出席謝金(3)	回	一定期間の委嘱契約をしている場合	13,700	月額表乙	不課税	協力者会議等	
	上記以外の場合		15,070	なし	課税			
4	特別講演謝金	回	58,100	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	著名人による記念講演的性格を有するもの	
5	一般講演謝金	回	36,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
6	講義謝金(母国語)	時間	授業の場合	9,000	月額表乙	第204条第1項第1号に該当	不課税	
	上記以外の場合		9,900	10.21%	課税			
7	講義謝金(外国語)	時間	授業の場合	18,000	月額表乙	第204条第1項第1号に該当	不課税	
	上記以外の場合		19,800	10.21%	課税			
8	指導・助言・実技・実習等謝金(母国語)	時間	5,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
9	指導・助言・実技・実習等謝金(外国語)	時間	11,300	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
10	集計・会場整理等単純労務謝金	時間	継続して2ヵ月以内の場合	1,120	日額表丙	第204条第1項第1号に該当	不課税	詳細は欄外注)4を参照のこと。
			継続して2ヵ月を超える場合		月額表乙		不課税	
11	司会・報告者謝金	時間	4,600	なし		課税		
12	審査謝金(1)	回	14,000	なし		課税	討論形式による選考会・書類審査	
13	審査謝金(2)	時間	4,700	なし		課税	討論形式によらない選考会・書類審査	
14	原稿謝金(母国語)	枚	2,300	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
15	原稿謝金(母国語)	枚	1,700	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
16	原稿謝金(グラビア)	頁	3,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
17	原稿謝金(外国語)	枚	5,400	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
18	原稿謝金(外国語)	枚	3,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
19	原稿校閲謝金(母国語)	枚	1,100	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
20	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,900	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
21	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1枚＝日本語等400字、英語等200ワード	
22	対談・座談会出席謝金	回	印刷物、メディアに掲載する内容である場合	18,400	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	
			上記以外の場合		なし		課税	
23	表紙・原画等揮毫謝金	枚	デザインの報酬部分が少額の場合	15,900	なし	第204条第1項第1号に該当	課税	ポスターを含む
			上記以外の場合		10.21%		課税	
24	表彰状揮毫謝金	行	160	なし		課税		
25	同時通訳謝金(英語)	日	86,600	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	午前又は午後の拘束時間が4時間以内の場合は	
26	同時通訳謝金(英語以外の外国語)	日	86,600	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	1/2料金。正午をはさむ場合は1日料金。	
27	逐次通訳謝金(英語)	時間	10,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
28	逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	10,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税		
29	翻訳謝金(和文英訳)	枚	7,800	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文(1枚＝200ワード)	
30	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,500	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	和文→英文(1枚＝200ワード)	
31	翻訳謝金(英文和訳)	枚	3,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	英文→和文(1枚＝400字)	
32	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	英文以外→和文(1枚＝400字)	
33	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,200	10.21%	第204条第1項第1号に該当	課税	外国文→外国文(1枚＝200ワード)	

注) 1. No. 29～33の翻訳謝金に関しては仕上り1枚についての単価である。
 2. 本表は、令和5年度10月1日から執行する諸謝金の標準的な単価を示したものであり、すべての事項において適用されるものではない。
 3. 非居住者が日本国内で行う役務に対して謝金を支払う場合は、所得税法第212条第1項、第213条第1項により、すべての単価区分に関して、源泉徴収すべき所得税の税率は20.42%となる。
 4. No. 10の集計・会場整理等単純労務謝金の単価は東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第54条の規定を適用し、下限を東京都における最低賃金額(10円未満の端数があつたときは、これを切り上げた額)とし、上限は2,110円とする。
 (参考) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条に基づき定められる東京都における最低賃金額(令和5年10月1日現在)は1,113円である。

【様式1】

令和〇年〇月〇日

国立大学法人〇〇大学

×××教授

個人事業主等で登録番号がある場合は番号を付記

国立大学法人東京大学

大学院総合文化研究科

●●専攻 ●●●●研究室

教授 ●● ●●

講演依頼の確認について

このたびは下記ご講演を賜りありがとうございます。
改めて依頼内容をご確認いただければ幸いに存じます。

今回のご依頼内容に関しましてご不明な点等がございましたらご連絡ください。〇月〇日までにご連絡のない場合には記載内容につき、ご確認いただいたものとして手続きを進めさせていただきます。

事前の場合：実施日まで
事後の場合：1～2週間程度を想定

記

1. 日時 令和6年1月〇〇日(〇) 〇〇時～〇〇時

2. 場所 本学駒場1キャンパス 〇〇研究棟〇〇会議室

3. 内容 〇〇〇〇〇についての講演<〇〇研究会>

4. 受講者 〇〇人程度

5. 謝礼 36,700円<税込10%>

交通費支給(本学旅費規程に基づいて計算)

6. 備考 5の金額から所得税の源泉徴収あり(交通費分も含む)

単価区分・内訳の記載は無くても可
「税率10%」は記載必須

交通費の支給が無ければ削除

所得税の源泉徴収がない単価区分の場合は「所得税の源泉徴収なし」と記載

以上

担当 ●●●●研究室 □□ □□

電話：03-5454-XXXX

メール：.....

2023年4月20日

各予算部署事務担当者 殿

経理課財務チーム

2023年度における預託金制度について

このことについて、2023年度における本制度の取扱いを以下のとおりとしますので、本制度を利用する場合は、申請手続きを参照の上、別紙申請書を提出願います。

記

1. 制度の趣旨について

各予算部署において、年度を超えた事業計画を実現させるため、2023年度予算を預かり預託金申請時の執行計画に基づき各予算部署へ返金する制度。

2. 利息について

利息を付けないものとします。

3. 対象となる予算科目について

大学運営費－教育研究経費（予算科目コード：100202）とします。

4. 申請手続きについて

1) 申請書の提出期限及び提出先

一次締切：2023年7月14日／財務チームに別紙申請書を提出

最終締切：2023年11月30日／同上

2) 申請限度額

一次締切：原則として、当初予算配分額の50%までとします。

最終締切：当初予算配分額の10%まで。ただし、最終締切申請額（各専攻・系等から申請された額の合計額）の受入は4千万円までとします。

※本部預託金の締切後であり、多額の申請は教養学部だけでは対応できないため、最終締切申請額が4千万円を超えた場合には申請された額を減額調整（当初予算配分額の10%を下回る場合がございます。）することを了承願います。

3) 預託金申請書

預託金申請書には執行計画及び用途を記入願います。

専攻等の予算で複数の教員の取りまとめを行っている場合には用途の記載は不要です。

なお、用途記載の有無に関わらず、執行計画は、必ず記入願います。また、返金を受けた預託金を再度預託することのないよう本制度の趣旨に沿った申請をお願いします。

5. 返還手続きについて

毎年度末に預り書を配布します。預り書に記載された返済額に基づき、当該年度の返金額を10月末頃までに返金しますので、預り書の金額に誤りがないか確認願います。

6. 執行計画の変更について

1) 前年度以前に計画した執行計画に変更が生じた場合は、**6月30日まで**に別添の変更届を財務チームに提出願います。なお、複数回にわたり計画を変更するなど実行性に疑義が生じる場合には個別に説明を求める場合がありますので留意願います。

2) 当該年度一次締切に申請した預託額に修正が生じた場合には、最終締切日までに再度預託金申請書を提出願います（減額のみ可、増額は不可。ただし、大幅な減額の場合は早急に連絡願います。）。

7. その他

- 1) 本件で言う「当初予算」とは、前期課程委員会経由分、後期課程委員会経由分、大学院専攻経由分、附属施設・関連施設・事項指定等の学部共通経費を指すものとします。ただし、研究室・建物維持運営経費、教育支援経費、および大学院生・留学生等経費は対象外とします。また、預託金返済額についても、当初予算には含みません。
- 2) 二次及び三次配分予算、もしくは自己収入分の預託を希望される場合は、別途相談願います。
- 3) 原則、預託申請した予算は、最終締切以降は修正・返却はできませんので、ご注意願います。
- 4) **当該年度でマイナス執行が50万円以上の場合、マイナス額に1.1を乗じた額を精算（千円未満切り上げ）、50万円未満の場合はマイナス執行額分（千円未満切り上げ）を翌年度に精算とします。**
- 5) 借入金制度につきましては、借入実績が少数であることから制度としての運用が廃止されております。借入が必要となった場合には個別にご相談ください。

研究支援経費(間接経費)の取扱いについて

研究支援経費(間接経費)は、直接経費で実施される研究を維持するための、人件費、光熱水料、建物等維持管理費などに使われており、余裕がない状況にある。しかしながら、当該研究を行うためには施設の改修等直接経費では執行することのできない経費が発生する場合もあるため、以下の場合に限り、財務委員会の承認のもとで、研究代表者等に研究支援経費を配分することとする。

記

(目的)

- 1 研究を円滑に遂行するため、一定の制限内で研究支援経費を配分する。

(対象研究費)

- 2 科学研究費助成事業、受託研究、共同研究等、間接経費(研究支援経費)が計上されている全ての研究費を対象とする。ただし、寄附金は除く。

(申請者)

- 3 各研究課題の研究代表者等が申請手続きを行う。申請者(特任教員、特別研究員含む)は以下のいずれかであること。
 - ・本研究科着任後3年度以内(申請時)の者
 - ・大型プロジェクト研究(原則として1プロジェクトにつき当該年度の直接経費3,000万円以上)の代表者

(支援対象)

- 4 効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費を対象とする。詳細については、別紙「研究支援経費の申請にあたって」のとおり。

(申請限度額)

- 5 原則、各研究課題の当該年度に採択(配分)された間接経費(研究支援経費)の1/5の範囲内。ただし、申請総額が300万円を超える場合には、予め財務委員長と協議した上で申請すること。

(申請方法)

- 6 研究支援経費の申請を希望する者は、11月末までに別紙申請書に記入のうえ財務委員長宛(提出先:経理課財務チーム)に申請すること。ただし、本研究科着任が11月1日以降の場合には別途経理課財務チームに相談すること。また、大規模な施設改修等、原状復帰に多額の経費を要すると見込まれる申請の場合には、必ず事前に専攻・系・部会の了承を得ておくこと。

(決定方法)

- 7 原則、財務委員会にて12月に審議を行い決定する。

この取扱いは、令和1年10月1日から適用する。

研究支援経費の申請にあたって

研究支援経費の申請にあたっては、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費（実験機器等購入・修理、研究のための施設改修、非常勤教職員人件費（当該競争的資金等に関連する業務を担当し、かつ研究期間終了後の人件費予算確保ができる場合のみ可））を申請くださいますようお願いいたします。当該競争的資金等の直接経費（以下「直接経費」という。）にて執行が可能なもの及び生活環境の向上が目的のものに関しては、支援の対象外となる場合がありますのでご注意願います。

【留意事項】

1. 以下の事例については、原則、直接経費にて申請願います。

- ・ パソコン及び周辺機器（ハードディスク、プロジェクター、モニター、キーボード等）
- ・ 消耗品（文房具、コピー紙等）

ただし、直接経費で執行できない理由（当該競争的資金等のルールにより執行が不可等）がある場合には支援対象とします。予算の都合上、直接経費で申請できない等の理由は認められません。

2. 以下の事例のうち、生活環境の向上が目的のものは支援の対象外とします。

- ・ 掃除機
- ・ 空気清浄機（除湿器・加湿器含む）
- ・ 冷蔵庫（冷凍庫を含む）
- ・ 電子レンジ

ただし、研究のために必要であることが明確に説明できるものは支援対象とします。

3. 以下の事例については、研究用設備として支援対象とします。

- ・ 実験機器設置のための配管等の工事
- ・ 実験室等研究施設の空調設備
- ・ 実験室等研究施設の借用
- ・ ネットワーク環境の整備
- ・ 机、椅子、書架、ホワイトボード

（ただし、机や椅子については、生活環境の向上が目的と思われる高価な物品を支援の対象外とする場合があります。）

申請にあたっては、上記の留意事項を踏まえ、内容を精査し、疑義の生じる要求については、要求内容にその理由を明記してご提出願います。

令和 年度 研究支援経費申請書

申請者所属: _____
 申請者役職: _____
 申請者氏名: _____
 着任年度: _____
 内 線: _____
 E-mail: _____

獲得した競争的資金の種類及び間接経費の総額	<input checked="" type="radio"/> 科研 ・ <input type="radio"/> 受託研究 ・ <input type="radio"/> 共同研究 ・ <input type="radio"/> NEDO ・ <input type="radio"/> その他()	
	課題番号 又は プロジェクト番号	
	配分された間接経費の額 (研究支援経費申請年度に配分される間接経費の総額)	円
申請事項		
申請額 ※間接経費の額の1/5が上限	円	
専攻・系・部会の上承 (大規模修繕の場合のみ記入)	有	無

(所要額積算内訳)

事 項	所 要 額			備 考
	単 価	員 数	金 額	
要求分	円		円	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	1,000	1	1,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	2,000	3	6,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	3,000	4	12,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	5,000	1	5,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	6,000	3	18,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	500	1	500	
自己負担分 ●●ほか			0	
申請額			42,500	申請額に誤りがあります 自己負担額があればその額を記載 ※税込
負担額			0	
合計			42,500	
備考 (配分希望先)				

1. 獲得した競争的資金の申請書中、間接経費の額が記載されている頁のみ、写しを添付すること。※大型プロジェクト研究で申請する場合のみ。
2. 獲得した競争的資金毎に作成すること。
3. 備考欄への理由記載を行う場合、具体的かつ簡明に記載すること。(欄が足りない場合、別紙記載とすること。)
4. 見積書やカタログ等、申請額が客観的に判断できるものを必ず添付すること。
5. 消費税込みの金額とすること。

(別紙)

品目	空気清浄機 除湿器・加湿器含む
<i>(上記で/その他を選択した場合、この欄に具体的な品目を記載願います)</i>	
理由	研究目的として必要とする理由
(以下、記載)	

令和 年度 研究支援経費申請書(記入例)

申請者所属 超域科学〇〇コース

申請者役職: 教授

申請者氏名: 〇〇 〇〇

着任年度: R●●

内 線: 46●●●

E-mail: _____

獲得した競争的資金の種類及び間接経費の総額	<input checked="" type="radio"/> 科研 <input type="radio"/> 受託研究 <input type="radio"/> 共同研究 <input type="radio"/> NEDO <input type="radio"/> その他()	
	課題番号 又は プロジェクト番号	2308 × × × × × × × ×
	配分された間接経費の額 (研究支援経費申請年度に配分される間接経費の総額)	× × 円
申請事項		
申請額 ※間接経費の額の1/5が上限	× × 円	
専攻・系・部会の上承 (大規模修繕の場合のみ記入)	有 無	

(所要額積算内訳)

事 項	所 要 額			備 考
	単 価	員 数	金 額	
要求分	円		円	
机	150,000	1	150,000	〇〇として△△の研究に必要である為 〇〇として△△の研究に必要である為 直接経費の執行ルールでパソコン購入が禁止されているため (品目名)、〇〇の研究に必要である為
書架	200,000	1	200,000	
掃除機(研究目的として必要とする理由を備考欄に明記願います。)	250,000	1	250,000	
空気清浄機(除湿器・加湿器含む)(研究目的として必要とする理由を備考欄に明記願います。)	150,000	1	150,000	
パソコン(プロジェクター・モニター等周辺機器含む)(直接経費で執行不可の理由を備考欄に明記願います。)	50,000	1	50,000	
その他(必要とする品目とその理由を備考欄に明記願います。)	200,000	1	200,000	
自己負担分				
パソコン周辺機器	100,000	1	100,000	
申請額			1,000,000	申請額に誤りがあります
負担額			100,000	自己負担額があればその額を記載
合計			1,100,000	※税込
備考 (配分希望先)				

1. 獲得した競争的資金の申請書中、間接経費の額が記載されている頁のみ、写しを添付すること。※大型プロジェクト研究で申請する場合のみ。
2. 獲得した競争的資金毎に作成すること。
3. 備考欄への理由記載を行う場合、具体的かつ簡明に記載すること。(欄が足りない場合、別紙記載とすること。)
4. 見積書やカタログ等、申請額が客観的に判断できるものを必ず添付すること。
5. 消費税込みの金額とすること。

趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合する。

概要

1. 運営方針事項の決議及び法人運営の監督等を担う運営方針会議の設置

(1) 運営方針会議の権限【第21条の5、第21条の6、第21条の8関係】

- ① 運営方針会議を設置する国立大学法人において、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項（運営方針事項）については、運営方針会議の決議により決定する。
- ② 運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求することができる。
- ③ 運営方針会議は、学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

(2) 運営方針会議の組織等【第21条の4関係】

運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

(3) 運営方針会議を設置する国立大学法人【第21条の2、第21条の3、第21条の9関係】

- ① 理事が7人以上の国立大学法人のうち、収入及び支出の額、収容定員の総数、教職員の数を考慮して事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの（特定国立大学法人）は運営方針会議を設置することとする。
- ② 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができることとする。

2. 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- ① 国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置又は整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする。【第33条関係】
- ② 国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあっては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする。【第33条の4関係】

3. 国立大学法人の統廃合【別表第1関係】

国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合して国立大学法人東京科学大学とする。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、2.に係る規定は令和6年4月1日、3.のうち準備行為に係る規定は公布日）

※その他、令和元年の改正の際に手当する必要があった別表第一及び別表第二について、所要の手当を行う。

国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の 具体の方向性について

1. ガバナンス改革

- 国際卓越研究大学の認定に向けて必要な国立大学法人のガバナンスについては、CSTI及び「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」における議論を踏まえ、
 - ・ 国立大学法人法の改正が必要な内容は同法の改正案に盛り込み、
 - ・ その他の内容は国際卓越研究大学の認定等に係る審査でカバーする
立て付けで構築する方向で整理。
- 国立大学法人法の改正案では、
 - ・ 中期目標への意見・中期計画の作成等（運営方針）の決議、決議内容に基づく法人運営の監督、学長選考の基準など学長選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べることができる機能[※]を有する合議体[※]について規定。
- 合議体は、一定水準の規模を有する法人は必置（その他法人は選択制）。

※合議体の構成及び委員について

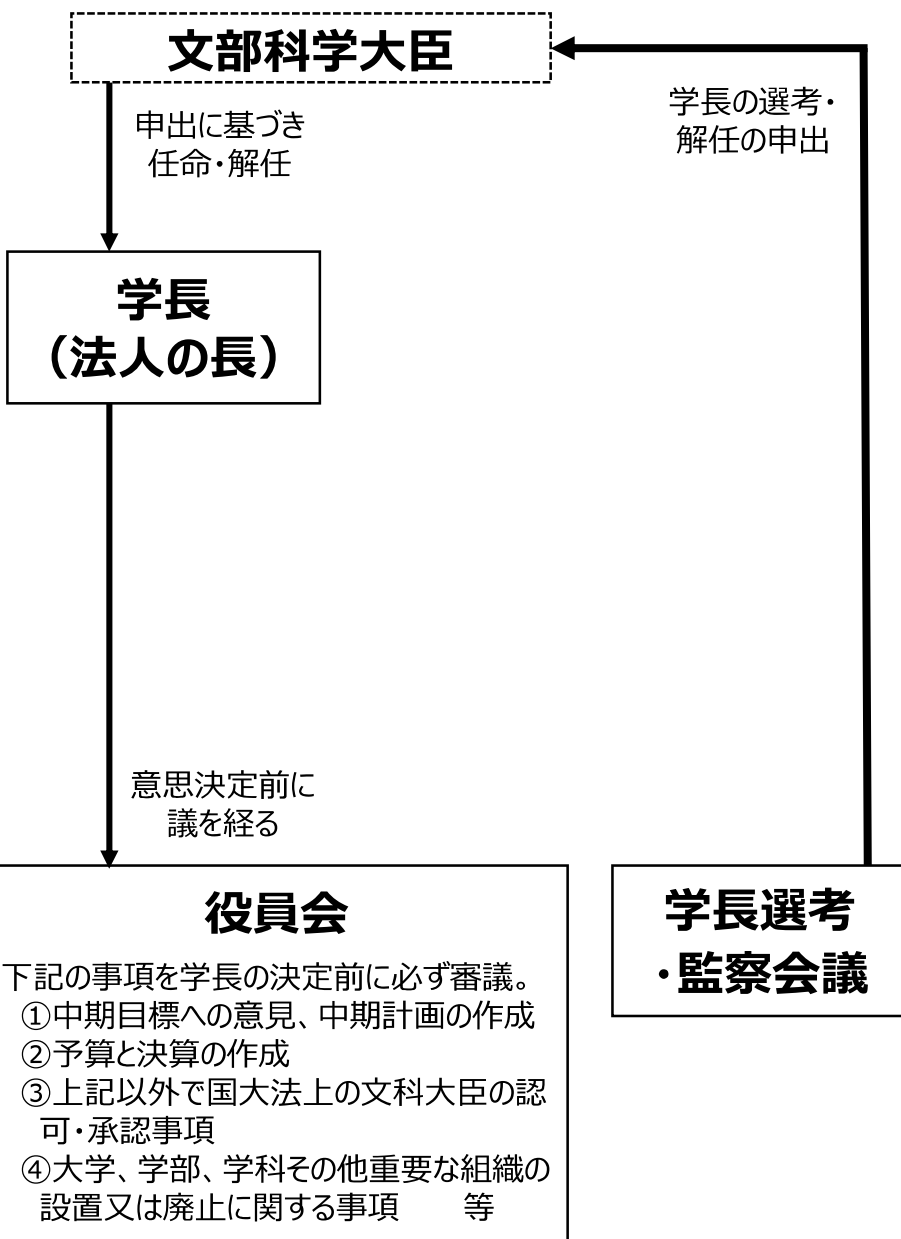
- ・ 合議体の委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得た上で、学長が任命。
- ・ 合議体の構成員は委員（3名以上）及び学長（学長選考に関する事項の議論の際は、学長は参加不可）。

2. 規制改革

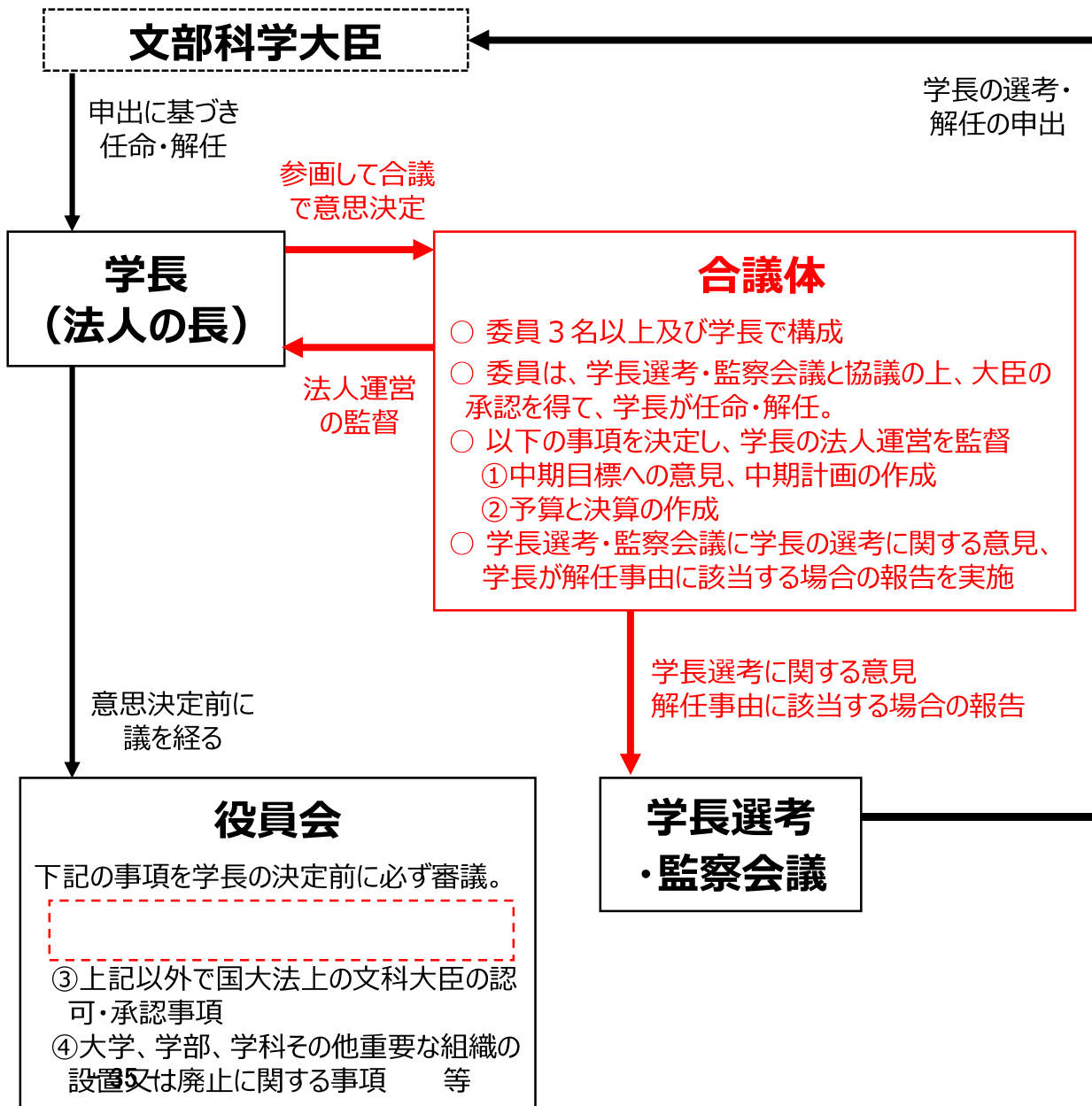
- CSTIにおける議論も踏まえ、全ての国立大学法人に対する長期借入や債券発行要件を緩和し、文科大臣の認可を受けた土地の貸付計画に基づく個別の貸付に当たっては認可から届出に変更する。
- 合議体を設置する国立大学法人については、大学独自基金に係る繰越協議の適用除外も可能とし、財務経営基盤の強化を加速させる。

国立大学法人法における国立大学法人の内部機関等の相互関係

現行



改正後



東大の情報資産を守るために
あなたの協力が必要です

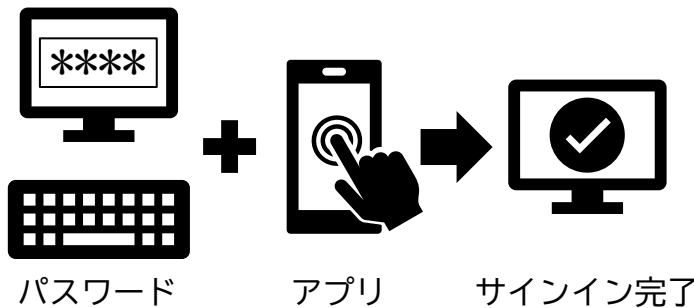


多要素認証

をご利用
ください

多要素認証とは？

アカウントへのサインイン時に、パスワードに加えて専用のアプリやSMSなどで本人確認を行う方式です



なぜ必要なの？

- ▶ サイバー攻撃が高度化し、パスワードだけでは安全を守れなくなっています
- ▶ UTokyo Accountは学内のさまざまな情報にアクセス可能なため、あなたのアカウントへ不正にサインインされると大学全体が危険にさらされます

使い方は？

QRコードか検索で初期設定手順ページにアクセスしてください

utelecon MFA



※スマートフォンではなくガラケーのSMSや専用デバイス(貸出)での利用も可能です

全教職員がUTokyo Accountにおいて多要素認証を利用することとし、2023年12月31日までに達成することとしています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

プログラム

- 16:00-17:00 駒場Ⅰキャンパスツアー（希望者のみ）折茂 克哉（助教）
特別セミナー
- 17:30-17:45 開会挨拶 東京大学理事・副学長・社会連携本部長 津田 敦
「教養学部の歴史とこれからのについて」
研究科長・学部長 真船 文隆
- 17:45-18:55 講演Ⅰ 「駒場Ⅰキャンパスの歴史と変遷」
助教 折茂 克哉
- 講演Ⅱ 「駒場とゲーテ、そして世界を繋ぐもの：
〈銀杏〉並木から〈測量・地図〉を經由
して鷗外ゆかりのドイツ語雑誌まで」
大学院総合文化研究科図書館長 石原 あえか
- 休憩
- 講演Ⅲ 「図書館という場の可能性」
駒場図書館長 石田 淳
- 18:55-19:05 質疑応答
- 19:05-19:10 閉会挨拶 真船 文隆
※会場では、講演終了後、名刺交換スペースをご用意いたします。

駒場Ⅰキャンパスツアー

先着
30名

受付時間 15:30～
集合時間 15:55
受付場所 駒場博物館
1F エントランス



特別セミナー

先着
100名

【ハイブリッド開催】



※写真はイメージです。

現地参加
受付・開場時間 17:00～
開演時間 17:30
受付場所 21KOMCEE West
レクチャーホール入口

オンライン参加
Zoom ウェビナー
(人数制限なし)
※後日メールにて Zoom URL
をお送りいたします。

講演者紹介



進行役：増田 建(ますだ・たつる)
教授・大学院総合文化研究科副研究科長・
教養学部副学部長
専門分野：植物生理学 広域科学専攻所属
後期課程は学際科学科、前期課程は生物部会
担当。植物における葉緑体形成を研究。
2023年より副研究科長・副学部長。



講師：折茂 克哉(おりも・かつや)
助教・駒場博物館
専門分野：考古学・博物館学
超域文化科学専攻所属
東アジアの先史考古学、博物館学を研究。
駒場博物館では、文系・理系の垣根を越えた活
動を行っており、近隣住民向けのキャンパス
ツアーを定期的開催。



講師：石原 あえか(いしはら・あえか)
教授・大学院総合文化研究科図書館長
専門分野：ドイツ文学・近代科学史
言語情報科学専攻所属
ドイツ文学、特に〈自然研究者〉としてのゲー
テを専門とし、科学史系の仕事も多い。
2020年より大学院総合文化研究科図書館長。



講師：石田 淳(いしだ・あつし)
教授・駒場図書館長
専門分野：国際関係論 国際社会科学専攻所属
戦争と平和をめぐる国際政治の理論研究を
行っている。
2017～2019年まで、大学院総合文化研究科長・
教養学部長、2019年より駒場図書館長。

参加申込方法

- ・特別セミナー及び駒場Ⅰキャンパスツアーにつきまして、参加をご希望の方は、QR コードにて、**11月28日(火)**までにお申込ください。
※インターネット環境等がない場合は基金事務局まで電話やメールでご連絡ください。
- ・会場での参加をご希望の場合、定員に限りがありますため、先着順とさせていただきます。満員になり会場参加できない場合は、基金事務局からご連絡差し上げます。
- ・ご招待状を別途お送りすることはございません。当日は受付にて、受付完了メールをご提示いただきますようお願いいたします。

下記 QR コード
よりお申込ください



東京大学は、寄付月間の賛同パートナーです。



【お問合わせ先】

東京大学基金事務局
〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

TEL 03-5841-1217 [土日祝除く]
10:00～12:00、13:00～16:00
Email kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

東京大学基金 特別セミナー2023

教養学部の活動 「駒場の歴史・資料・研究」

12/6 2023
Wed

17:30▶19:30 [開場 17:00]
ハイブリッド開催

(21KOMCEE West レクチャーホール及び Zoom)

参加
無料

駒場Ⅰキャンパスツアー開催！（希望者のみ）
詳しくは裏面をご覧ください。

会場とオンライン配信によるハイブリッド形式にて特別セミナーを開催いたします。本セミナーでは、「駒場の歴史・資料・研究」をテーマとし、まず駒場Ⅰキャンパスの歴史と変遷の紹介、次に同キャンパスで継続的に行われている研究の紹介、そして駒場図書館の貴重資料や図書館の今後について、本学教養学部の講師3名が分かりやすくお話いたします。



ご支援のお願い

東京大学では、設立以来、教養教育（リベラルアーツ教育）を学部教育の基礎として重視してきました。流動化する社会において、知的基盤としての教養教育に対する社会的要請は強まっており、大学院総合文化研究科・教養学部を有する駒場Iキャンパスにおける教養教育の実践は、その重要性を高めています。駒場リベラルアーツ基金は、東京大学の中でもそうした特徴を持った駒場Iキャンパス（大学院総合文化研究科・教養学部）における教育・研究活動の活性化を目的としています。寄付の使途としては、主に①学生支援②研究支援③環境整備に充当します。駒場に集う多様な優秀な学生を大切に育み、各界をリードする多彩な人材や第一線で活躍する数多くの創造的研究者を養成し、世に送り出します。「世界の誰もが来たくなる東京大学」になるためには、その教育・研究の礎となるリベラルアーツ教育を担う駒場Iキャンパスの充実が不可欠です。

そして、こうした駒場Iキャンパスにおける教育・研究について全般的な支援を求めるプロジェクトには、従来の予算だけではなく、柔軟に対応できる皆様のご寄付による財源の多様化が必要です。リベラルアーツ教育は一朝一夕でできるものではありません。継続的なご支援こそが駒場リベラルアーツ教育をより強固なものとするのです。駒場Iキャンパスから未来を築く卓越した人材を多く輩出し、社会を変えていくために、ぜひ皆様の応援をよろしくお願い申し上げます。



東京大学
大学院総合文化研究科長・教養学部長
真船 文隆

ご寄付の方法

書面でのお申込

払込取扱票またはクレジットカード寄付申込書により、お申し込いただけます。

● 銀行振込

同封の払込取扱票に必要事項をご記入の上、お近くの金融機関よりお振込ください。

● クレジットカード払い

右記の記入例を参考に、同封のクレジットカード寄付申込書（はがきサイズ）に必要事項をご記入の上、記入面を内側にして折り、圧着後ポストにご投函ください。

養 23

寄付方法	<input type="checkbox"/> 継続寄付 <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 年2回 <input type="checkbox"/> 毎年 <small>※ 継続寄付の場合は、ご寄付の頻度もご選択ください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 「今回のみ」の寄付
金額	<input type="checkbox"/> 1,000円 <input type="checkbox"/> 3,000円 <input type="checkbox"/> 5,000円 <small>任意の金額（上記以外の金額は、こちらに記入してください。）</small>	<input type="checkbox"/> 1万円 <input type="checkbox"/> 5万円 <input checked="" type="checkbox"/> 10万円 <small>任意の金額（上記以外の金額は、こちらに記入してください。）</small>
寄付目的	<input checked="" type="checkbox"/> 駒場リベラルアーツ基金 <input type="checkbox"/> UTokyo NEXT150（一任する） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
デジタル芳名録	<input type="checkbox"/> 氏名掲載不可 <input type="checkbox"/> 広報誌・活動報告 <input type="checkbox"/> 郵送物送付不要	

東京大学総長 殿
東京大学基金に上記の金額を寄付いたします。
なお、自身が反社会的勢力との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。

フリガナ	トウダイ タロウ	TEL 03 (1234) 5678
お名前	東大 太郎	
フリガナ	トウキョウトフアンキョウクホンゴウ7-3-1〇〇マンション〇ゴウ	
ご住所	〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 〇〇マンション〇号	

カード番号	1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8
カード名義人 <small>ローマ字</small>	TARO TODAI
有効期限	2027年 08月

*カード番号 16 桁をご記入ください。

【記入例】クレジットカード寄付申込書

Web でのお申込み

東京大学基金 Web サイトのお申込フォームよりお申し込いただけます。



一 寄付月間キャンペーン

一括 10万円以上 のご寄付をいただいた皆様に教養学部オリジナルグッズセットをプレゼントいたします！以下、A群から1点、B群から1点（合計2点）お選びください。
※数に限りがあり、ご希望に添えない場合がございます。

グッズセットに加え、東京大学ロゴ入りのペンや万年筆もお付けいたします。

+ペンまたは万年筆
をプレゼント!



A群、B群から1点ずつお選びください。

A 群



ネクタイ

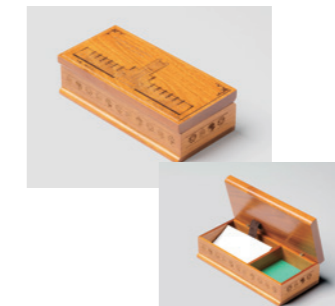
紺地にカーキ、白、水色の3色のストライプが入ったデザインは、どんなワイシャツやスーツにも合い、スタイリッシュな印象。シルク100%の滑らかな手触りと、右下にさりげなく入った教養学部の銀杏のロゴがアクセントとなった一品。



クロス

上質な西陣織を使用したこちらの品は、センタークロスや花瓶敷としてどうぞ。東京大学や教養学部の象徴である銀杏のロゴや文字が織り込まれた特別な一品。

B 群



名刺入れ

まるでオルゴールボックスのような珍しい形をした木製名刺入れには、一号館（時計台）と、東京大学や教養学部の象徴である銀杏のロゴが彫られています。中には仕切りがあり、小物入れとしても使用可能な一品。



朱肉入れ

一際目を惹く金色で重厚感のある朱肉ケース。中央には教養学部のロゴがデザインされています。大きめの社印にも対応でき、たっぷりサイズで自宅やオフィスに置いて使うのに便利な一品。



ペーパーナイフ

木製で東京大学や教養学部の象徴である銀杏のロゴが彫られています。繊細なデザインで、ペーパーナイフとしてのみならず、インテリアとして飾っておくのも素敵な一品。



コンパクトミラー

七色に輝くデザインが特徴的な手鏡には、教養学部の象徴である1号館（時計台）の絵がデザインされています。中を開くと両面ミラーで、使い勝手も良い一品。

さらに

一括 50万円以上のご寄付で

駒場ファカルティハウス（同窓会館）への銘板掲示



お申込方法・条件

- 同封の書面によるご寄付、または東京大学基金 Web サイト（<https://utf.u-tokyo.ac.jp>）のお申込フォームにて、寄付目的「駒場リベラルアーツ基金」を選択、きっかけ欄に「特別セミナー 2023 の案内」と入力。
- 一括で10万円以上のご入金をいただいた個人・法人の方が対象。
- 申込締切日は **2023年12月31日 23:59 決着完了分**まで。
- グッズの選択は、入金後に領収書とともにお送りする「特別セミナー特典希望確認書」にてご希望をお知らせください。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部における教員評価実施要項 (案)

第1 趣旨

この実施要項は、「東京大学における教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」に基づき、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科等」という。）における定期の教員評価に係る評価対象、評価項目、評価基準及び評価の実施手順を定めるものである。

第2 評価対象

助教以上の専任教員（任期を付された者 及び当該年度末に退職予定の教員を除く）。ただし、毎年1、2程度の専攻・系及び機構について輪番制で実施し、5年に1回評価を受けるものとする。

第3 評価項目

教員評価の評価項目は、評価実施年度を含めた最近の5年度について、次のとおりとする。

(1) 研究業績

- (a) 学術論文・著作
- (b) 翻訳
- (c) 講演発表（招待講演、国際学会発表など）
- (d) 創作・上演・批評など
- (e) その他
 - ① 研究業績による受賞
 - ② 研究費（競争的資金）の獲得状況
 - ③ 特許等の出願取得状況、研究成果の事業化状況
 - ④ その他

(2) 教育実績

- (a) 大学院
 - ① 担当授業コマ数
 - ② 指導学生数、論文審査（主査・副査）担当数
- (b) 後期課程
 - ① 担当授業コマ数
 - ② 指導学生数、論文審査（主査・副査）担当数
- (c) 前期課程
 - ① 担当授業コマ数
- (d) 前期課程、後期課程、大学院での特筆すべき授業実績、カリキュラム開発、教材開発等
- (e) その他、アピールしたい教育上の取り組みなど、教育実績の評価項目として適切と

思われる事項

(3) 学内行政業務

- ① 研究科長、副研究科長、研究科長補佐、研究科長特任補佐、機構長等の実績
- ② 研究科内の委員等の実績
- ③ 専攻・系、学科・分科・コース、部会等での委員等の実績
- ④ 全学的委員等の実績
- ⑤ その他

(4) 社会貢献・学外委員業務等

- ① 社会連携の実績
- ② 国、地方公共団体における委員等の実績
- ③ 学術団体活動の実績
- ④ 学外の各種調査・研究会等の実績
- ⑤ その他

第4 評価基準

研究科長は、評価期間（原則として直近5年間）の活動実績等について、各評価項目それぞれに5段階に評価したうえで、5段階の総合評価を決定する。

(1) 各評価項目それぞれの区分・評語は、次のとおりとする。

評 語	
s	極めて優れている
a	優れている
b	標準
c	劣る
d	極めて劣る

(2) 総合評価

総合評価は、各評価項目の評価を集計し、評価に応じて次の区分・評語とする。

なお、教員の職位、自己申告による各項目の重点割合、職務の特殊性、専門分野等の状況又は教員の所属する組織における区分・評語の割合等を考慮し、評価を調整できるものとする。

評 語	
S	極めて優れている
A	優れている
B	標準
C	劣る
D	極めて劣る

第5 教員評価委員会の構成

- (1) 委員長は、選挙で選ばれた副研究科長から1名を研究科長が指名する。
- (2) 研究業績については、外部委員が評価する。当該専攻・系の学問分野をいくつかに分割した上で、当該専攻長・系長と協議の上、各分野について2名の委員を委員長が指名する。
- (3) 教育業績、学内行政業務、社会貢献・学外委員業務等については、研究科長、副研究科長、および当該専攻・系の長を除いた専攻長・系長を評価委員とする。ただし、学内行政業務のうち、専攻・系、学科・分科・コース、部会等での委員等の実績については、教員評価委員会の判断により、当該専攻・系、当該学科・分科・コース、当該部会等の長の意見を適宜求めることができるものとする。
- (4) D評価を通知された教員の異議申し立てによる再審議、およびD判定確定後1-2年を経過した時期に行われる再評価については、本規定にかかわらず、研究科長室で適切に評価者を決定するものとする。

第6 評価の実施手順

評価の実施手順は、次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる教員は、別紙の自己申告シート（以下「シート」という。）に必要事項を記入し、評価項目ごとに評価資料（業績一覧等）を添付の上、研究科長の定める提出期限までに、所属する専攻長・系長又は機構長を経て研究科長へ「親展」にて提出しなければならない。
なお、学内行政業務に係る実績のうち、入試等秘匿すべき業務については、シートに記入せずに口頭で専攻長・系長又は機構長に説明するものとする。
- (2) 研究科長は、教員からシートの提出を受けた場合には、上の第5に定める教員評価委員会（以下「委員会」という。）に当該教員の教員評価を諮問する。
なお、委員会には評価を受ける専攻・系又は機構の長は説明役として同席するものとする。
- (3) 委員会は、研究科長から諮問を受けた場合には、当該教員の項目別の評価を実施する。
- (4) 研究科長は、委員会の答申を受け、選挙による選出の副研究科長との合議により各教員の総合評価を決定する。
- (5) 総合評価でDと判定された教員については、研究科長より評価結果を通告する。それ以外の評価対象教員の評価結果は、当該教員から希望があれば通知することができる。
- (6) 総合評価でDと判定された当該教員は、評価結果の通知を受けた日から3週間以内に委員会委員長に異議を申し立てることができるものとする。
- (7) 異議申し立てがあった場合には、委員会で再度審議の上、1ヶ月以内をめどに速やかに申立人に回答しなければならない。
- (8) 総合評価でDが確定した場合には、当該教員に対し、改善を促す機会を与え、1、2年程度の期間をおいて再度評価をしなければならない。改善が見られない場合には、研究科長は、当該教員に対し「業務改善命令書」を手交するものとする。
- (9) 委員会委員は、評価に係る個人情報を他に漏らしてはならない。
- (10) 特に必要と認められる場合、専攻長・系長及び機構長は研究科長に所属教員の区分・評

語閲覧を申し出ることができる

(11) 研究科長は評価に関わる個人情報を厳重に保管する。

2011年4月21日制定

2012年12月20日改訂

2016年11月17日改訂

年 月 日改訂

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日：2023/9/5

担当部局名：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	淑明女子大学校 淑明人文学研究所	
	英語	Sookmyung Research Institute of Humanities, Sookmyung Women's University	
	当該国語 ※任意	숙명인문학연구소 숙명여자대학교	
地域/国名	アジア	韓国	
設立年	2017年	年設立(淑明人文学研究所)	
設置形態	私立		
URL	http://srih.kr/e_main.php		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	淑明人文学研究所は、所長、研究所所属の教授10人(HK教授3人+HK研究教授7人)、一般研究員11人、研究補助員14人からなる。		
相手国内における大学(機関)としての評価	2020年に韓国研究財団(NRF)が出資するHumanities-Korea-Plus(HK+)のプロジェクトとして採択され、年間12億ウォン(約1.21億円)の資金が7年間を提供されることとなった。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局協定		
協定名(英語):	Agreement on Academic Exchange between Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Sookmyung Research Institute of Humanities, Sookmyung Women's University		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
人文学、社会科学、科学芸術、文化芸術			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	○		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(人/学期) [学部生/大学院生]	

3.締結目的および期待される成果	
<p>東京大学大学院総合文化研究科多文化共生・統合人間学プログラム(IHS)では、多文化間の多様なコンフリクトが形成する課題に取り組み、共生の在り方を模索して発信することを理念として活動してきた。IHSと淑明人文学研究所の研究プロジェクト「嫌悪の時代、人文学の対応」は共生という目的を共有しており、研究及び教育活動を活性化させるにあたって、相乗効果をもたらすパートナーとなりうる。具体的には、互いの組織が企画する様々な学術イベントを通して定期的に交流し、所属する研究者や学生たちが発表の場を得たり、国際的な研究ネットワークを構築したりすることが可能になる。また淑明人文学研究所では『횡단인문학(横断人文学)』という独自の国際学術誌を刊行しており、交流イベントの成果として論考等を投稿することも可能である。</p>	
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
<p>この度の学術交流協定締結については、淑明人文学研究所助教授の金志映氏からご提案頂いた。金氏は、本学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻で博士号を取得後、IHSにて特別研究員として勤務されていた。そのため、IHSのプログラムとしての特性をよく理解されており、両者にとって有益となる協力体制の構想を提案時に具体的にお持ちであった。幹事教員となる総合文化研究科の逆井聡人准教授は、2021年12月に開催された第1回目の国際学術大会『パンデミック時代の嫌悪—横断人文学的アプローチ』にパネリストとして参加しており、また金志映助教授の他にも同じく同研究所所属である李志炯教授、申河慶教授とも定期的に連絡をとっており、綿密な連携が可能である。</p>	
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
<p>2023年11月に総合文化研究科の国際交流・留学生委員、総務委員会、教授会に附議した後、速やかに双方の代表者が署名し、年内に発効するよう進める予定である。</p>	
6.実施責任体制	
<p>責 任 者 真船 文隆 (総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 逆井 聡人 (総合文化研究科 准教授)</p>	
7.相手側の対応組織	
<p>責 任 者 Inchan Pak (淑明人文学研究所 所長) (担当部局長): 幹事教職員: Jiyoung Kim (淑明人文学研究所 HK教授(助教授))</p>	
8.資金計画	
<p>IHSの予算で学術交流イベントを計画。関係教員の研究費等と連携することも視野に入れる。淑明人文学研究所のHK+事業の予算も使用可。</p>	
9.同一校(機関)との交流の有無	
<p><input type="checkbox"/> 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	
10.その他特記事項	
<p>本件担当部局事務</p>	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	松井恵子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
SOOKMYUNG RESEARCH INSTITUTE OF HUMANITIES,
SOOKMYUNG WOMEN'S UNIVERSITY

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and the Sookmyung Research Institute of Humanities, Sookmyung Women's University (South Korea) (hereinafter referred to as the "parties"), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the "term"). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo

Sookmyung Research Institute of Humanities
Sookmyung Women's University

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Prof. Dr. Pak Inchan
Director

_____/_____/2023

_____/_____/2023